

不動産を相続した方へ

相続登記には期限があります 最短で令和9年3月31日!



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

知らなかった!



不動産登記
推進サポーター
「シラナカッタヌキ」

POINT

1

相続したことを知った日から
3年以内 に登記!

※正当な理由なく義務に違反した場合、
10万円以下の過料が科される可能性があります

POINT

2

令和6年4月1日より前の相続も対象!

令和6年4月1日より前に
相続したことを知った不動産は、
令和9年3月31日 までに
相続登記をする必要があります

今なら!

**相続登記の
免税措置**があります!
令和9年3月31日まで!

※100万円以下の土地相続など

さらに!

住所等変更
登記義務化も
令和8年4月1日
から始まりました!



法務省民事局
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU

詳しくは、法務省ホームページへ

法務省 相続登記の義務化

検索



不動産を相続したら？ 対応チャート

相続したら
どうしたらいい？

遺言書がある

はい

いいえ

遺産分割による話がまとまった

はい

いいえ

早期に遺産分割
することが困難

遺言の内容に基づく 所有権移転登記

※ 遺言により不動産を
取得したことを知った日から
3年以内

遺産分割の結果に 基づく相続登記

※ 不動産の相続を知った日から
3年以内

相続人申告登記

・義務を簡易に履行できる仕組みです
・相続した不動産を売却するような場合
には、別途、相続登記が必要です

※ 不動産の相続を知った日から
3年以内

令和6年4月1日より前に不動産を取得・相続を知った場合の期限は令和9年3月31日まで！

※ このフロー図は、不動産の相続に関する典型的なケースにおいて、
通常想定される対応を示したものです

※ 相続した建物の登記がない場合には、建物の登記(表題登記)をする義務があります

今なら、相続登記について登録免許税が
免除される場合があります
令和9年3月31日まで！
詳しくはこちらから



(相続人申告登記後に
遺産分割がまとまった場合)

遺産分割の結果に 基づく相続登記

※ 遺産分割の日から3年以内



遺産分割に関するFAQは
こちらから

方法がわかって
安心したぬき…

- 不動産の所有者が亡くなった場合の登記手続は、不動産の所在地の法務局（登記所）に申請して行います
- ケースにより必要な登記や書類が異なります

相続登記に関する相談窓口等

法務局ホームページでは、必要な
準備や申請書の記載方法をまとめた
「登記申請手続のご案内」
(登記手続ハンドブック)を
提供しています

詳しくはこちらから



法務局ホームページ

全国の法務局では、
手続案内(予約制)を行っています
※手続案内は1回20分以内・完全予約制です

各法務局の
案内については
こちらから



ウェブ登記
手続案内については
こちらから



専門家
(弁護士/司法書士/土地家屋調査士)に
相談したい場合は、こちら

日本弁護士連合会の
ホームページ
(法律相談のご案内)



日本司法書士会連合会の
ホームページ
(登記手続のご案内)



日本土地家屋調査士会
連合会のホームページ
(表示に関する登記のご案内)

